

# 鹿児島県教育大綱の策定について

令和 5 年10月18日

## 1 名 称

鹿児島県教育大綱

## 2 現行大綱について

＜策定の基本的な考え方＞

平成27年策定の県教育大綱を基に、本県の「かごしま未来創造ビジョン(平成30年3月策定)」や第3期県教育振興基本計画(平成31年2月策定)を踏まえ策定した。

＜対象期間＞

令和元年度～令和5年度(5年間)

【参考】第3期県教育振興基本計画の対象期間：令和元年度～令和5年度(5年間)

## 3 新たな教育大綱について

＜策定の基本的な考え方＞

現行の県教育大綱を基に、本県の「かごしま未来創造ビジョン(令和4年3月改訂)」や国の第4期教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)を踏まえ、本年度策定予定の第4期県教育振興基本計画の検討内容をベースに策定を行うこととする。

＜大綱骨子案の内容＞

資料 2

＜対象期間＞

令和6年度～令和10年度(5年間)

【参考】第4期県教育振興基本計画の対象期間：令和6年度～令和10年度(5年間)

## 4 大綱策定に係るスケジュール(予定)

- 10月18日 第10回総合教育会議において、次期大綱骨子(案)について協議
- 11月中 第11回総合教育会議において、次期大綱(案)について協議
- 12月 令和5年第4回県議会での御論議
- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 2月 次期大綱策定

## 5 参 考

### ○ 教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 (略)